

## 令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付要綱

(令和6年4月9日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、市内の路線バス停留所の利用環境向上を図り、誰もが利用しやすいバス停の待合環境を構築するため、地域団体等が実施するバス停ベンチ設置購入事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域団体（町内会、法人等の団体）
- (2) 地権者及び地権者から土地を借り受けているもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ベンチ購入費
- (2) 運搬費
- (3) 設置費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ベンチ1基あたり10万円以内の額とし、20万円を上限とする。

2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、各年度につき1回を限度とする。

(仕様)

第5条 補助金の交付の対象となるベンチ（以下「補助対象ベンチ」という。）

は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 固定式又は据置式で容易に移動することができないものであること。
- (2) 十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- (3) 座面高や座面奥行等について高齢者の利用に配慮されていること。
- (4) 広告を主目的としていないこと。

（設置場所）

第6条 補助対象ベンチの設置場所は、地権者の同意を得たバス停付近の民有地とする。

（維持管理）

第7条 補助対象ベンチの維持管理は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が責任をもって行うものとする。

（申請書等）

第8条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (2) 設置位置図
- (3) 図面等ベンチの構造がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合は、三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかに

その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。

(計画変更の承認)

第11条 申請者は、第9条の規定による補助金の交付決定を受けた後、次に掲げる変更をする場合は、三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- (1) 事業主体、事業内容等の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までに三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付申請取下げ届(様式第5号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請取下げがあったときは、三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の請求は、様式第7号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第14条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

(実績報告書等)

第15条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに様式第8号に

より行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施状況がわかる書類
- (2) 領収書の写し等支出の根拠を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、様式第6号により、団体等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
氏 名  
申請者（団体の場合は団体名及び  
担当者氏名）  
電話番号

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付申請書

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付要綱  
第8条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定によ  
り、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円（ベンチ設置数 基） ※上限2基
設置場所	所在地
	地権者
完了時期	年 月

（確認欄）

添付書類	(1) 補助対象経費に係る見積書等の写し	
	(2) 設置位置図	
	(3) 図面等ベンチの構造がわかるもの	
	(4) その他市長が必要と認めるもの	
ベンチの 仕様等	(1) 固定式又は据置式で容易に移動することができない ものであること。	
	(2) 十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。	
	(3) 座面高や座面奥行等について高齢者の利用に配慮さ れていること。	
	(4) 広告を主目的としていないこと。	

上記の申請者が、私の土地にベンチを設置することに同意します。

住 所  
地権者  
氏 名  
印

様式第2号（第9条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
氏 名  
（団体の場合は団体名及び  
担当者氏名）  
電話番号

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

様式第4号（第11条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助事業  
変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、承認  
（不承認）とすることに決定したので令和6年度三沢市バス停ベ  
ンチ設置購入費支援補助金第11条第2項の規定により通知しま  
す。

（不承認の理由）



様式第 5 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
氏 名  
（団体の場合は団体名及び  
担当者氏名）  
電話番号

三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付申請取下げ届

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金  
交付決定を受けた三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助事業に  
ついて、下記のとおり取下げしたいので、三沢市バス停ベンチ設置  
購入費支援補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により届出しま  
す。

記

1 取下げの理由

様式第6号（第12条、第17条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金  
交付決定取消通知書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で通知した補助金交付の決定について、令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付要綱第12条第2項及び17条2項の規定により、下記のとおり取り消しますので通知します。

記

1 取消しの理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
氏 名  
（団体の場合は団体名及び  
担当者氏名）  
電話番号

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金請求書

請 求 金 額 金 円

ただし、年 月 日付け、三政発第 号で確定通知がありました補助金として上記のとおり請求します。

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
氏 名  
（団体の場合は団体名、部署名  
及び担当者氏名）  
電 話 番 号

令和 6 年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金実績報告書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 6 年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 事業の実施状況がわかる書類
- 2 領収書の写し等支出の根拠を示す書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 1 6 条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

殿

三 沢 市 長 印

令和 6 年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、令和 6 年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金について、下記のとおり額を確定しましたので、三沢市補助金等の交付に関する規則第 1 0 条の規定により通知します。

記

（単位：円）

交付決定 補助金額	確 定 補助金額 (A)	交 付 済 補助金額 (B)	未 交 付 額 (A) - (B)	備 考

様式第10号（第18条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金返還命令書

年 月 日付け、 第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和6年度三沢市バス停ベンチ設置購入費支援補助金交付要綱第17条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第18条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金返還額 \_\_\_\_\_円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付取消決定額	円

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日